

議案第 67 号

大野市乳児等通園支援事業の認可等及び特定乳児等通園支援事業の
確認等に関する要綱案

令和 7 年 1 2 月 2 3 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

乳児等通園支援事業の実施に係る事業認可及び確認に関し必要な事項を定める
ため

大野市教育委員会告示第 号

大野市乳児等通園支援事業の認可等及び特定乳児等通園支援事業の確認等に関する要綱を次のように定める。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

大野市乳児等通園支援事業の認可等及び特定乳児等通園支援事業の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15の規定による乳児等通園支援事業の認可等及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の子ども・子育て支援法（以下、「新支援法」という。）第54条の2の規定による乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）の確認等に関し、必要な事項を定める。

(認可及び確認の申請)

第2条 法34条の15第2項の規定による認可及び新支援法第54条の2第1項の規定による確認の申請は、大野市乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による乳児等通園支援事業の認可申請を受理したときは、その内容を審査し、法第34条の15第5項の認可をしたときは、申請者に対し、大野市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を交付する。

3 教育委員会は、第1項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認申請を受理したときは、その内容を審査し、新支援法第54条の2第2項の確認をしたときは、申請者に対し、大野市乳児等通園支援事業確認（変更）通知書（様式第3号）を交付する。

(認可の変更の届出等)

第3条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の36第3項の規定による変更の届出は、大野市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）により行うものとする。

2 児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定による変更の届出は、大野市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第5号）により行うものとする。

（確認の変更の申請等）

第4条 新支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定による申請は、大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第6号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受理し、変更を確認したときは、申請者に対し、大野市乳児等通園支援事業確認（変更）通知書を交付する。

（確認の変更の届出等）

第5条 新支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定による届出は、大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第7号）により行うものとする。

2 新支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定による届出は、大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第8号）により行うものとする。

（廃止又は休止の承認の申請等及び確認の辞退の届出）

第6条 次の各号による申請及び届出については、大野市乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第9号）により行うものとする。

(1) 法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止の申請

(2) 新支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退の届出

2 教育委員会は、前項第1号の規定による申請を受理したときは、申請者に対し、大野市乳児等通園支援事業認可廃止（休止）承認書（様式第10号）を交付する。

（認可及び確認の取消し等の通知）

第7条 教育委員会は、次の各号による取消し等をするときは、大野市乳児等通園支援事業認可取消又は停止（兼）特定乳児等通園支援事業者確認取消又は停止通

知書（様式第11号）を乳児等通園事業の事業者及び特定乳児等通園事業者に交付する。

(1) 法34条の17第4項の規定による事業の停止（制限を含む）

(2) 法58条第2項の規定による認可の取消し

(3) 新支援法第54条の3において準用する同法第52条の規定による確認の取り消し、又は効力の停止

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

大野市乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

記載要領参照

様式第2号（第2条関係）

第 号

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業については、申請のとおり認可する。

年 月 日

大野市教育委員会

大野市乳児等通園支援事業確認（変更）通知書

年 月 日

様

大野市教育委員会

年 月 日付で申請（変更申請）のあった乳児等通園支援事業については、下記のとおり確認（変更）しましたので通知します。

記

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人
確認（変更）年月日	年 月 日		
変更内容等			

- 1 この処分に不服がある人は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、前期の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大野市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。

様式第4号（第3条関係）

大野市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

記載要領参照

様式第5号（第3条関係）

大野市乳児等通園支援事業者認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

記載要領参照

様式第6号（第4条関係）

大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

記載要領参照

様式第7号（第5条関係）

大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

記載要領参照

様式第8号（第5条関係）

大野市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

記載要領参照

様式第9号（第6条関係）

大野市乳児等通園支援事業廃止又は休止申請書
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

大野市教育委員会 様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可事業の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止及び確認を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

様式第10号（第6条関係）

第 号

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、申請のとおり承認する。

年 月 日

大野市教育委員会

様式第11号（第7条関係）

大野市乳児等通園支援事業認可取消又は停止
（兼）特定乳児等通園支援事業者確認取消又は停止通知書

年 月 日

様

大野市教育委員会

下記の乳児等通園支援事業及び特定乳児等通園支援事業者について、下記のとおり認可及び確認を取り消し（停止）したので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
認可年月日	
確認年月日	
取消（停止）理由	
取消年月日	年 月 日
停止期間	年 月 日～年 月 日
停止内容	

- 1 この処分に不服がある人は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、前期の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大野市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。